

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の 一部を改正する告示（案）について【概要】

1. 改正の趣旨

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 69 条第 2 項において、行政機関の長等は、同項各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる」と規定されており、同項第 2 号及び第 3 号においては「相当の理由」があることが求められる。

「相当の理由」の存否の判断は、一義的には保有個人情報を有する行政機関の長等が行うものであるところ、今般、行政機関の長等の判断に資することを目的に「相当の理由」の判断基準をより明確化する観点から、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）に記載を追加する等の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

「相当の理由」の判断基準について総合的に勘案するための具体的な考慮要素として、以下の内容を例示することとする。

- 保有個人情報の性質・内容
- 当該保有個人情報の利用目的と利用目的以外の目的との関連性
- 利用の必要性
- 利用の態様
- 上記から想定される本人への影響の程度

(※) その他、「特別の理由」（個人情報保護法第 69 条第 2 項第 4 号）についても、上記「相当の理由」の判断基準を前提に検討すべき旨を追記することとする。

3. 今後の予定

- ・令和 7 年 10 月初旬～11 月初旬 意見募集
- ・令和 7 年 12 月中旬 公布・施行（予定）

【参照条文】

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

（利用及び提供の制限）

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3・4 （略）